

習志野市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する条例（案）について （概要）

1 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の 制定の目的について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）が制定されます。すべての国民にマイナンバーが付番され、社会保障、税、災害対策の行政手続において、本市が持っている個人情報と他の市町村等が持っている個人情報の照会及び提供が行えるようになります。

マイナンバーの利用及び特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の提供をすることができる行政事務は、マイナンバー法で決められております。しかし、法で決められた以外の市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織（習志野市教育委員会など）への特定個人情報の提供については、地方公共団体の条例で定める必要があります。

上記事項を定めることで、市民は各種手続きにおいて提出することが必要とされていた添付書類（課税証明書など）を省略でき、負担が軽減されます。この条例は、このような市民負担の軽減、行政運営の効率化、正確性の向上を図ることを目的としています。

2 条例で定める内容について

I. 法定事務以外の事務におけるマイナンバー利用

マイナンバー法で決められた事務と一体的に実施されるものがある場合（複数の事務で同一のシステムを使用している場合等）などに、マイナンバーを利用しないと事務の遂行に支障をきたすこととなるものについては、当該事務についてマイナンバーの利用範囲が明確になるよう個別具体的に条例で定めます。

（例）生活保護法で定められた事務はマイナンバー法の適用を受けませんが、同一のシステムを利用している外国人に対する生活保護に関する事務は法の適用を受けないため、条例で定めます。

II. 市の同一組織内における情報連携のためのマイナンバー利用

市の同一組織の中（市長部局内、習志野市教育委員会内）で、ある事務で利用している特定個人情報を他の事務で利用する場合は、条例で定めることとされています。この規定では、マイナンバーの利用範囲が明確になるよう個別具体的に定めます。

（例）児童手当の支給に関する事務を処理するため、地方税関係情報を利用する場合などが該当します。

なお、マイナンバー法で決められている、本市以外との照会及び提供ができる特定個人情報を取り扱う事務については、市の同一組織内でも同様に利用できるよう包括的に規定します。

Ⅲ. 市の他の組織（習志野市教育委員会など）への特定個人情報の照会及び提供

市の他の組織へ特定個人情報を提供する場合は、条例で定めることとされています。この規定では、特定個人情報の提供範囲が明確になるよう、当該事務及び連携する特定個人情報を個別具体的に定めるものとします。

(例)

情報照会組織	事務	情報提供組織	特定個人情報
教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	市長	地方税関係情報

3 施行期日：平成28年1月1日

参考資料

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）